

《用語の説明》

【あ行】

○秋川溪谷物語

あきる野市と檜原村で生産される良質な産品について、一定の基準を設けてあきる野商工会が認証した地域ブランド認証産品のこと。

○あきる農を知り隊（農ウォーク）

市民を始めとする消費者に、あきる野農業に対する理解と応援を得るため、農地やハウスの生産現場見学、収穫体験など農業者自らがあきる野農業の魅力を発信する消費者との交流イベントのこと。

○エコファーマー認定制度

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者（農家）の愛称のこと。

○援農ボランティア制度

農業経営の規模拡大や担い手不足の解消などを考えている農家と農家の応援をしたいと考えている市民等の橋渡し（派遣・受入れ）をするための制度のこと。

【か行】

○家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、個人の役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより、相互間のルールを文書化により取り決めたこと。

○観光農園

農業を営む者が観光客等の第三者に、自ら生産した農産物の収穫等により代金を得る農園のこと。

○基盤整備

既成の水田・畑における土地及び労働生産性を向上させるため、農地基盤（区画整理、農地整備、用排水整備、土壌保全等）の整備を行う一連の土地改良のこと。

○グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型余暇活動のこと。

○耕種農家

水稲、野菜、果樹、花き等の栽培を行う農家のこと。

【さ行】

○市街化区域・市街化調整区域

「都市計画法」に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分すること。既に市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

○食育農園・教育ファーム（食農教育）

子どもの頃から、身体に良い食べ物を選ぶ目を育て、「食や農業」の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな「心」を身に付けるため、児童等に農業者が一連の農作業等の体験の機会を提供する農園。

○食料・農業・農村基本法

昭和36年に制定された「農業基本法」に代わり平成11年に制定。食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を日本理念としている。

○循環型農業

家畜の糞をたい肥に加工し、たい肥で野菜や穀物を育て、野菜屑や穀物を家畜の飼料にするなど、有機資源により好循環を作り出すこと。

○生分解マルチ

土壌中の微生物によって分解されるフィルムのこと。使用後は、土に鋤き込むことによって処理できるため、回収コスト、廃棄処理コストが削減できる。

○生産緑地

「都市計画法」による地域地区の一種で、市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定された農地。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務付けられるが、税の軽減措置が受けられる。

【た行】

○地産地消

地域生産地域消費の略語。地域の消費者ニーズに対応する生産の取組みと、生産された農作物を地域で消費しようとする取組みの両面を持つ。

消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」関係を築き上げ、消費者と生産者を結びつける取り組み。

○東京の青空塾

公益財団法人 東京都農林水産振興財団が、農家に援農者として派遣するために、農業に関心を持つ援農希望者を援農ボランティアとして養成し、認定する事業。基礎的な知識を学習する講義と、野菜・花き・果樹・植木の希望コースごとに農家の畑で実践的な技術を習得する。

○特別栽培農作物

農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中に使用する農薬と化学肥料を地域の慣行レベルの5割以上削減して生産した農産物。東京都では、都が書類及びほ場の調査を行い、認証委員会の審査結果に基づき認証している。

【な行】

○認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画（5年後の経営目標）を作成・申請し、市区町村から認定を受けた農業者。認定農業者には、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。

○農業委員会

農業者の公的代表として、公選等により選出された農業委員により構成される行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務などを行っている。

○農業改良普及センター

「農業改良助長法」に基づき、能率的で環境と調和の取れた農業生産の推進、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域特性に即した農業の振興等を図ることを目的として、普及指導員を設置し、農業者や産地への技術・経営指導を行う東京都の機関。

○農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に行う農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化などの、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律

○農業振興地域農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。この農業の振興を図るべき地域として指定したものが農業振興地域農用地。

○農地法

「農地法」は、農地制度の根幹である。旧農地法は、耕作者の農地取得の促進を基本的な考え方としていたが、平成22年の改正により、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、農地を農地以外のものとするを規制し、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利取得を促進することを基本的な考え方としている。

【は行】

○端境期

野菜が収穫できなくなる時期のこと。路地栽培における端境期は、夏野菜が終わって秋野菜ができるまでと、冬野菜が終わって春野菜ができるまでの2回がある。これは、気候（7～8月と12～2月）によって種まきができないことによるもの。

○ブランド

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼観など他の商品と差別化し、価値を見出すこと。

○ふるさと農援隊

あきる野市の豊かな自然を形成する農地、山林を活用し、農作業体験や雑木林でのシイタケ栽培など土に親しみ、そして、レクリエーション機能も取り入れて、元気な高齢者となることを目指すもの。

【ま行】

○ミネラル栽培

土壌診断結果に基づき、中性土壌に改良するとともに、不足する「マンガン・鉄・亜鉛」などの本来土にあるミネラル分を補った土づくりから農作物を栽培するもの。戸倉・小宮地区の農家が特色ある栽培を目指して取り組んだ。

【や行】

○遊休農地（耕作放棄地）

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

【ら行】

○利用集積

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、賃貸借や売買により農地の利用権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者へ農地を集積すること。

○6次産業

農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語。